

## 事例別の対応状況

(平成16年4月～平成17年3月に申出があった事例)

県の施策に対する苦情(2件)

○知事発言の取り消し

### 申出の趣旨

伊方原子力環境安全管理委員会に関する知事の発言の中に女性に対する差別的な内容があったので、その取り消しと委員会委員選考の改善を求めます。

### 検討結果等

申出事案における発言の「庶民の主婦的な感覚とか、そういうもの」という表現は、配慮を欠いた不適切な表現ではあるものの、男女共同参画推進委員としては、女性差別を助長し、又は連想させる表現とまでは認められないこと、また、当該委員会に性差別が生じているとは認められないことから、是正その他の措置をとるよう勧告等は行わないこととしました。

(調査を開始した理由)

申出は平成16年7月22日の知事定例記者会見での知事の発言に関する事案で、申出者の指摘は発言中「庶民の主婦的な感覚」という言葉は女性差別であるというものです。

愛媛県男女共同参画推進条例によると男女共同参画推進委員への申出は、第25条第1項第1号の施策についての苦情の場合と、同第2号の人権侵害の生じた場合に分類されます。一般的には、発言という行為自体は施策でないとして解されるとともに、相手のいない発言では具体的に人権侵害が生じていないと解されます。しかし一方、調査の開始についてはこれらの要件を広く解釈した方が推進委員制度への県民の期待に応えることができるということ、また、具体的に施策への影響がある場合も考えられるということもあります。

これらを踏まえて、この申出の事案については、人権侵害の事案とは解されないものの、記者会見への出席という公の場での発言であること、具体的な施策についての質問に答えた発言であること、知事という施策への影響の大きい立場での発言であることから、発言をいわゆる施策として広く解することが適当な事案と判断することとしました。

また、「主婦的な感覚」をもって即ち女性とは解しないものの、申出者が女性差別と解されていること、現実に主婦と自認されるのは女性であることから、「庶民の主婦的な感覚」は女性に関する発言と解し得ることを前提に判断することとしました。

このようなことから、この申出は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情となる可能性があるので調査を開始しました。

#### (調査の実施)

申出の記者会見は県のホームページで記録が公開されております。記者の「伊方環境安全管理委員会の任期が確か今月末だったと思うが、以前から議会の方でも請願という形で公募委員を追加してはどうかとの考え方が示されたりしていた。国の原子力長計の策定会議では反対派も加えて徹底議論しているが、改選に当たって、そういう例えば反対の立場の人を入れて議論する考えはないのか。」との質問に答えたもので、知事の発言は、「この委員会自体がそれぞれの専門領域からそれぞれの各分野のエキスパートと言いますか、学識経験者を選考する形で参っておりましたし、この次の改選、委員の交代にいたしましても、代わられる、例えば県内の大学から県外の大学へ行かれたような方もいらっしゃるの、その方々、代わられる方の専門分野に相当する分野から選考するという事で臨みたいと思っております。それから県内で様々な各種審議会委員会で公募委員制度を行っておりますけれども、これは県民の声を一つの政策方向に反映しようということで、特に女性委員をかなり強く意識した形で公募委員としての登用を図って参りましたけれども、領域が原子力環境安全管理委員会という、言うなれば専門分野での庶民の主婦的な感覚とか、そういうものを反映する余地のない委員会でありますので、公募委員は考えておりません。」と記録されています。申出者の指摘する「庶民の主婦的な感覚」は、「領域が原子力環境安全管理委員会という、言うなれば専門分野での庶民の主婦的な感覚とか、そういうものを反映する余地のない委員会でありますので」という部分で使用されています。

申出者の指摘する言葉の前後から読み取ると、「庶民の主婦的な感覚とか、そういうものの」は「専門でないもの」ということを表現したものと認められます。ある差異に着目してグループに分けて表現した場合には、どちらかのグループにその表現が好感をもって受け入れられないことがあります。今回の発言では、専門でないもののグループについて「庶民の主婦的な感覚とか、そういうもの」と表現したことが申出者に女性差別と受止められました。グループに分けて表現することが必要な場合であっても、グループに配慮した表現が求められます。例を示して分かりやすい表現を工夫することは大切なことですが、発言のこの部分における例示の「主婦」という表現は避けることが適切と認められました。

また、付言すれば、例示が必要な場合であっても、限定的で偏った印象を与える可能性のある表現ではないか、不必要に男女いずれかに偏った印象を与える可能性のある表

現ではないかということについて配慮することが求められます。

次に、同条例第8条第1項は、何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならないと定めています。「庶民の主婦的な感覚とか、そういうもの」という表現が、申出によると申出者は女性差別と受止めたとのことであり、その限りでは配慮が求められる表現であったといえます。しかし、前述したとおり「主婦的な感覚」という言葉が女性に関する言葉と解し得ることを前提としても、「主婦」や「主婦的」という言葉自体は一般的には性差別的な言葉として認知されておらず、今日日常的に使用されている言葉であって使用を控えるべき言葉とは認められないこと、また、特定の領域の「専門」性を求めること自体は差別的と認められないとともに、このことを女性にのみ要件として求めたものではないこと、さらに、このことを女性に求めること自体が不合理という実態はなく間接的な性差別としても認められないこと、加えて当該記者会見の記録全体からも出席者から性差別的表現を含む発言として質するような発言は記録されておりませんでした。このようなことから、申出者の指摘する「庶民の主婦的な感覚」という表現は、配慮を欠いた表現ではあっても女性差別を助長し、又は連想させる表現とまでは認められないものと判断しました。

次に、同条例第7条第1項では、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならないと定めており、また、同条例の基本理念として第3条第3項では、男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならないと定めています。先述のとおり、特定の領域の「専門」性という要件は、男性に付さない要件を女性にのみ付したのではなく、また、女性の参画を間接的に排除したものでもないことから、仮に当該委員会の委員全員にこの要件を求めたとしても、性別を理由として差別的な取扱いをしたものと認められないとともに、男女が共同して参画する機会を失わせたものとも認められないものと判断しました。

なお、申出者が( 略 )として委員選考の改善を求めていることから、当該記者会見で発言の対象となった伊方原子力発電所環境安全管理委員会の委員について性差別が生じていないかということ进行调查しました。

当該委員会を組織する現在の委員は、平成16年8月1日から平成18年7月31日までの2年間の任期で委員数は28人です。性別の内訳は、女性が7人、男性が21人で、女性の割合は25%という状況であるとともに、女性の委員は技術関係者が3人、農業水産業団体関係者が2人、医療団体関係者が2人という状況であり、知事の発言にある公募委員はいないものの、女性であることを理由としての差別的な取扱いや、女性が排除されるなどの性差別的な実態は認められませんでした。

さらに、申出者の指摘にはないものの知事の発言に「公募委員制度を行っておりますけれども、これは県民の声を一つの政策方向に反映しようということで、特に女性委員をかなり強く意識した形で公募委員としての登用を図って参りましたけれども、」とあるので、当該委員会の委員選任に際して委員の公募をしなかったことについて、男女共同参画の観点から調査しました。

委員の公募については、第五次愛媛県長期計画において「県民が積極的に参加する県政の推進」という計画の推進姿勢の中に位置付けられており、政策決定過程への県民参加の促進、県民の声を大切にする広聴システムの構築、県民・企業との連携、民間活力の活用といった取組みの中で、女性委員の参加の拡充やパブリック・コメント制度などとともに政策決定過程への県民参加の促進方策の一つとして記載されています。また、平成12年5月15日の知事記者会見の記録によると、知事は「県民の声を県政に積極的に反映させますとともに、県政における政策や方針の決定過程に、男女が対等な構成員として参画する機会を確保いたしますために、県の審議会・委員会等の委員の一部を県民から公募することにいたしました。」と発言するとともに、記者の「現状の審議会のあり方に対する、どんな問題意識が、このような施策につながったのか。」という質問に答えて、知事は「実は、動機は二つありまして、県民の声を、一般庶民感覚、皮膚感覚の声が入ればいいなという意味と、それから、できれば、女性の委員の登用率を高めたという二つの意味合いから、こういう公募制に踏み切ったということです。」と発言しています。

委員の公募については男女共同参画の推進に有効な手段として期待されていることは認められますが、公募は県民を対象にしたもので女性だけを対象としたものではなく、募集は性別の区別なく行われており、各審議会・委員会ごとに応募者の中から男女ともに選考が行われています。また、委員の公募を行うかどうかについては各審議会・委員会ごとに判断することであり、委員の公募をしないことだけをもって男女共同参画を阻害しているとは判断できないものと認められます。申出の記者会見で発言の対象となった伊方原子力発電所環境安全管理委員会の委員については、先述のとおりであり、委員の公募をしなかったことによって男女共同参画が阻害された状況にはないものと認められました。

#### (調査の結果)

申出事案における発言の「庶民の主婦的な感覚とか、そういうもの」という表現は、配慮を欠いた不適切な表現ではあるものの、男女共同参画推進委員としては、女性差別を助長し、又は連想させる表現とまでは認められないこと、また、当該委員会に性差別が生じているとは認められないことから、是正その他の措置をとるよう勧告等は行わないこととしました。

## 旧遊郭周辺地域でのまちづくり企画の中止

### 申出の趣旨

NPOの行う旧遊郭周辺地域でのまちづくり企画は、女性の人権を侵害しているので中止すべきであり、これに市が助成を行うことも中止すべきである。また、県は精神的にも支援を行うべきではない。

### 検討結果等

申出の事案は、県の施策とは認められないこと、また、人権の侵害が生じたと認められないことから、愛媛県男女共同参画推進条例第25条第1項の規定に定める場合に当たらないため、調査しないこととしました。